

第7回新嵐山スカイパーク経営改革

調査特別委員会会議記録

開 閉 会 日 時	令和7年1月30日（木曜）		午前9時30分 開会			
	休 憩 10:28-10:45		10:53-10:55 11:55-11:56			
	午後0時16分 閉会					
	休憩時間：0時間20分		会議時間：2時間26分			
会議場所	委員会室					
出席委員 氏 名	委員長	鈴木 健充	委 員	渡辺洋一郎	委 員	伊藤 稔
	副委員長	正村紀美子	委 員	堀切 忠	委 員	菊池 秀明
	委 員	常通 直人	委 員	中田智恵子		
	委 員	中村 和宏	委 員	橋本 和仁		
	委 員	早苗 豊	委 員	小笠原 等		
欠席委員 氏 名	委 員	立川 美穂	委 員	木村 淳彦	議 長	梶澤 幸治
	委 員	西尾 一則				
説明等に 出席した 者の氏名						
事務局職員	事務局長	安田 敦史	総務係長	竹川 恭史	総務係主査	上田瑞紀
『会議に付した事件と会議結果など』						
1 開 会						
・委員長が開会を告げ、西尾一則委員の欠席を報告し、事務局から本日の委員会の日程を説明する。						
2 議 件						
(1) 調査事項						
ア 新嵐山スカイパークの経営について 資料1						
・魅力創造課参事：資料説明＜「1：グランドデザイン」「2：機能別の考え方について」「3：経営形態・事業手法（令和7年度）」「4：事業経費」「5：費用対効果」「6：今後のスケジュール（予定）」「7：その他」＞						
・委員長：項目ごとに質疑を行い、最後に全体を通した質疑を行う。最初に「1：グランドデザイン」について、意見・質疑はないか？						
・常通委員：解体するフォレストハウスは特に撤去しなくても十分使える施設だと思うが、解体しないで活用する方法はないのか？						
・魅力創造課参事：トイレの一部の流れが悪く使えない部分もあり、施設全体が老朽化しており、解体撤去して機能集約化していく方針である。						
・立川委員：民間活用ゾーンの⑨の部分になるが、民間事業者の建物の賃料が破格の安価となっているが将来的に見直す考えはあるのか？						

- ・魅力創造課参事：グランドデザインの中では普通財産にする考えなので、普通財産を貸す際のルールに基づく使用料をいただく形となる。
- ・常通委員：屋外大型遊具はどの程度の規模なのか？
- ・魅力創造課参事：十勝管内だと更別村にある遊具のイメージで、ドッグラン併設だと南富良野にある遊具・ドッグランの規模をイメージしている。
- ・菊池委員：グランドデザイン案が上から見た図で、イメージがつきにくい部分があり、これから出来上がるものなのか、1枚もので終了なのか？
- ・魅力創造課参事：次の段階になる想定である。
- ・伊藤委員：モンベルショップがまちなかに出店することで集客機能が落ちるが、新嵐山へのアクセスについてシャトルバス等考えているのか？
- ・魅力創造課参事：今後指定管理者とも協議しながら検討していく。
- ・立川委員：同様な屋内遊戯施設の十勝管内の建築予定は？
- ・魅力創造課参事：音更町や広尾町で検討している状況である。
- ・立川委員：今後30年の間に子ども数の減少や町民アンケートを踏まえると地元の子どもの1人で行けない立地への危惧があり、施設を維持する上でどのように収益を上げ、30年間維持していくのか？
- ・魅力創造課参事：屋内遊戯施設は拠点であるが、スキー場やキャンプ場と結びつける施設であり、指定管理者の自主事業による収益で指定管理委託料を低減させる取組を参考にしながら進めていきたい。
- ・木村委員：想定される集客人数は？
- ・魅力創造課参事：現時点で積み上げているものはない。
- ・木村委員：集客を想定しながら投資すべきと考えるが、DBO方式ではなく民間活力を活用して建物自体を民間に建ててもらおう仕組みの方が良いのではないのか？
- ・魅力創造課参事：現時点ではDBO方式を想定しているが基本本計画においては民間事業者の意見等もいただきながら今後検討を進める。
- ・木村委員：行政が公共的なものを建てるべきでないかと考えるが、今後の活用方法は？
- ・魅力創造課参事：天候の関係で使いにくい場所もあり、グランドデザインでは第1駐車場と第2駐車場を一体にしてイベント活用できるように想定している。
- ・木村委員：新たに作っていかなければならず、かなり限定される集客となり、本来は民間に収益を上げていただく方式が良いと考えるが、今示されている案だと公共が投資しながら運営していく施設のイメージとなっているが。
- ・魅力創造課参事：DBO方式やPPP方式による民間の方が収益を上げていただくことが町に還元されるような仕組みで考えている。
- ・木村委員：屋内遊戯施設を建てることで民間活力を誘発するのか？
- ・魅力創造課参事：自分ごと化会議の提案を踏まえた中で策定されたグランドデザインであり、屋内遊戯施設やこれまでの地形を利用したアクティビティを組み合わせることで集客を図っていく。
- ・木村委員：町がこれを選択した確たるものが伝わってこないが。
- ・魅力創造課参事：未来ミーティングなどで説明させていただいており、その中で

の要望やできるものから始めて欲しいという意見もあり、丁寧に説明を重ねていく。

- ・中村委員：機能分散についての考え方は？
- ・魅力創造課参事：機能連携させて、年代年齢に合わせて利用していただくようなイメージで考えている。
- ・早苗委員：嵐山には展望台からの景色を期待しており、改修について疑問を感じる。また、屋内遊戯施設については、高齢化社会の中で子育て世代をターゲットにしており、ニーズに合っているのか疑問を感じるが、どのように考えているのか？
- ・魅力創造課参事：展望台は改修の方針で長寿命化計画を策定した上で、改修時期については未定であり、様々な意見や要望もいただいております、現時点では修繕しながらと考えている。すべて一律にスタートするとは考えておらず、スケジュールはあくまで最短のものを示している。
- ・早苗委員：優先順位があると思うが、嵐山に屋内遊戯施設ありきで行くのか？アンケート調査結果の利用しない理由を踏まえると、議論不足であり、庁内的な議論はどこまでされているのか？
- ・魅力創造課参事：子どもセンターのような機能については、整理が必要であり、これまでも様々な意見や要望をいただいております、その中で受託者と共有して最大限実現するためのグランドデザインになるような形で現在進めている。事業費補助や町の負担も含めて、どの程度の規模が適切か今後検討していく。
- ・立川委員：今後 30 年間にどれだけのユーザーの見込があるのか？統計的な数値を示す予定はあるのか？
- ・魅力創造課参事：現在のニーズについては、アンケート調査結果のとおりであり、基本計画の中で施策効果をわかりやすく示すようにしていきたい。
- ・委員長：他にないか？
- ・(意見・質疑なし)
- ・委員長：以上で「1：グランドデザイン」の調査を終了する。

- ・委員長：次に「2：機能別の考え方について」、意見・質疑はないか？
- ・常通委員：11月18日の資料と全く同じものなのか？
- ・魅力創造課参事：全く同じものである。
- ・常通委員：本日の委員会での意見を反映させたものはどこかで資料として示されるのか？
- ・魅力創造課参事：パブリックコメントの結果、現時点ではグランドデザイン自体を大きく変えるよう意見はなく、町としては、グランドデザインを決定した上で基本構想・基本計画に進みたい。
- ・常通委員：11月18日提出の資料について、再度質疑しても特に問題ないか？
- ・魅力創造課参事：本日の各委員からの意見を参考にグランドデザインを決定していく。
- ・木村委員：機能的な部分は今回がマックスで、今後基本計画を策定する中で全て

この機能が移行される訳ではないという理解で良いか？

- ・魅力創造課参事：最大限という考え方で、今後基本構想・基本計画において事業費、町の財源含めて検討するのでここから機能は絞られる。
- ・木村委員：高齢者も含めた憩いの場はどのように考えているのか？
- ・魅力創造課参事：委員指摘の視点を持って今後も検討を進める。
- ・常通委員：キャンプ場一部改修は地面をいじるイメージなのか？何か建物を建てるイメージなのか？
- ・魅力創造課参事：道路の関係や水を持ってくるのが一部改修のイメージ。
- ・常通委員：入口付近にはトイレや水回り施設があるかと思うが、それをそのまま生かしながらやるという理解で良いか？
- ・魅力創造課参事：ヤスモットという施設はそのまま活用する考えである。
- ・常通委員：コテージは水回り等の設備が必要でありコストがかかると思うが、バンガローやグランピング等別なものの検討の余地は残されているのか？
- ・魅力創造課参事：今後はコテージにこだわらずニーズも含めて検討する。
- ・常通委員：オートキャンプ場機能の移転は新設でも良いのではないか？
- ・魅力創造課参事：アンケート結果から復活させて欲しいという意見。復活は難しいので機能移転という表現だが、新設に近いような形になる。
- ・木村委員：オートキャンプ場は以前と同規模と考えて良いか？
- ・魅力創造課参事：規模感は今後の基本構想・基本計画になるが縮小方針である。
- ・木村委員：周辺の地権者等に影響の出ないよう機能移転を進めていくのか？
- ・魅力創造課参事：地権者に影響が出ないよう丁寧に説明した上で進めていく。
- ・正村委員：パークゴルフ場の位置付けの考え方は？
- ・魅力創造課参事：公園機能の一部で、他のパークゴルフ場と同様の位置付けで、スキー場同様社会体育施設に類する施設。
- ・(意見・質疑なし)
- ・委員長：以上で「2：機能別の考え方について」の調査を終了する。

- ・委員長：次に「3：経営形態・事業手法（令和7年度）」について、意見・質疑はないか？
- ・正村委員：現在の3人体制を増員し進めて行くのか？
- ・魅力創造課参事：人材確保に苦慮しており、来年度公園機能を規制せずに利用するために必要な人数を設計した上で委託業務として発注する。
- ・魅力創造課主査：令和7年度は5名で考えている。
- ・常通委員：安全統括管理者と索道技術管理者の人数は？
- ・魅力創造課参事：それぞれ1名で、安全統括管理者が副町長、索道技術管理者は魅力創造課に1名任期付職員を採用し、令和7年度も継続していく。
- ・立川委員：次年度以降利用者へのサービスという点では色々な判断の仕方があると思うが、令和7年度の開業の仕方に反映されるのか？
- ・魅力創造課参事：これまでは宿舎があつてサービスが提供できていたが、持続可能な運営を考えると全てのニーズに応えることは難しい。

- ・常通委員：ロジ機能は現在ユニットハウスを設置しているが、これを一度撤去して秋に新しく設置するという考えで良いのか？
- ・魅力創造課参事：今のユニットハウスは年度末撤去。事業者の方と意見交換をしてロジの場所や売店の場所も含めて決めていきたい。
- ・常通委員：シーズン終了後はいつ頃を考えているのか？文言は変わる可能性があるという認識で良いか？
- ・魅力創造課参事：3月16日までがスキー期間中なのでそれをもってになる。スキー団体の方が一番参加しやすい時期。中身が大きく変わることはないが、ロジの場所や売店の場所は協議して改善していく。
- ・木村委員：センターハウスは置かないという認識で良いか？
- ・魅力創造課参事：お見込みのとおり
- ・常通委員：イベント開放は継続して行うのか？
- ・魅力創造課参事：お見込みのとおり。
- ・(意見・質疑なし)
- ・委員長：以上で「3：経営形態・事業手法（令和7年度）」の調査を終了する。

- ・委員長：次に「4：事業経費」について、意見・質疑はないか？
- ・常通委員：委託料の中の地域おこし協力隊（団体委託型）の詳細は？
- ・魅力創造課参事：法人や民間企業に地域おこし協力隊となる方を3大都市圏や政令市から社員として採用し、活動に関する事業費は町から法人や民間企業に委託料として支出する。特別交付税の範囲内で報酬や事業費を支出し、それを超過した場合は民間事業者の負担となる。道内の事例としては余市町や東川町で同じ手法を採用している。
- ・常通委員：町で既に採用している地域おこし協力隊と金額が異なると思うが、その辺りの比較は？
- ・魅力創造課参事：目安として、報酬350万円と活動費200万円を合わせて550万円までが国の交付税の対象であり、町で直接雇用する場合もこの金額が上限である。
- ・常通委員：地域おこし協力隊の3年の任期は団体委託型にも当てはまるのか？
- ・魅力創造課参事：通常と同じ3年の期間になる。
- ・立川委員：小雪の場合、どこまで資金を投入するのか判断が難しいと思うが、現状を踏まえて次年度以降の需用費の考え方は？
- ・魅力創造課参事：十勝のスキー場の中のめむろスキー場という役割も考慮しながら、できる限り費用をかけないでスキー場のオープンを考えていきたい。
- ・立川委員：今年度の予算執行状況は？
- ・魅力創造課主査：燃料費の執行は現行予算内である。
- ・木村委員：キッチンカーの出店の際の使用料は歳入として受けていないのか、今後も受ける考えはないのか？
- ・魅力創造課参事：今年度についてはプレオープンであり、町として売上等保障ができない中での出店なので、使用料等はいただいている。土日中心の売上げの

中で出店料をいただくのは難しいと考えており、現在出店いただいている事業者の方とも協議していきたい。

- ・(意見・質疑なし)
- ・委員長：以上で「4：事業経費」の調査を終了する。

- ・委員長：次に「5：費用対効果」について、意見・質疑はないか？
- ・常通委員：指定管理委託料の歳入 2,680 万円は今年の 1 月を踏まえた上での数値か？
- ・魅力創造課参事：概ね 3 か年平均の 8 割程度で試算したものである。
- ・議長：キャンプ場も費用対効果の対象外にするのか？
- ・魅力創造課参事：都市公園に編入するので費用対効果を求めない形で、指定管理に移行する場合も利用料金制ではなく、料金は町の歳入とすることを想定している。都市公園に編入することで様々な交付金活用の可能性もあり、財源を含めた考え方である。
- ・菊池委員：公園機能の部分も社会体育施設になるのか？
- ・魅力創造課参事：キャンプ場は都市公園法の中で都市公園、施設の一部に位置付けられており、公園機能の一部として整理したい。
- ・菊池委員：社会体育施設については費用対効果を求めないのは理解していたが、都市公園機能についても費用対効果を求めないという考え方か？
- ・魅力創造課参事：都市公園法自体が都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進を資することを目的としており、公園機能も費用対効果を求めのではなく、住民福祉の増進につなげていく機能として整理したい。
- ・議長：費用対効果について、コテージ等に投資していくとかなりの投資額が推測されるが、町民以外の利用が多くなり、性格が異なると考えるが、もう 1 度整理して考えていただきたい。
- ・魅力創造課参事：今後基本計画等で位置づけを整理することとなるが、検討させていただく。
- ・立川委員：スキー場に係る事業費について、具体的な上限額や率の設定はしないのか？
- ・魅力創造課参事：費用の上限をもってスキー場を閉じるとか開けられないという対応は難しく、必要な予算を提案させていただきたい。
- ・木村委員：公園部分については、今後指定管理者制度を導入して、新たな利活用をしていくことを考えると、維持管理部分を除いて費用対効果を求めるべきと考えるが？
- ・魅力創造課参事：キャンプ場に関連するものについては、料金をいただくことになるので、基本計画も含めて適切な料金設定を検討していきたい。
- ・木村委員：キャンプ場も含めた中で指定管理者による新たな事業展開を考えると費用対効果を求めるべきなのでは？
- ・魅力創造課参事：指定管理者制度になれば自主事業で収益を求めていく部分が出てくることになり、自主事業による収益で町の負担が減っていくと考えている。

現時点で指定管理者の自主事業に対して町が大きな投資をする考えはないが、補助事業などを活用する場合に町の負担が発生する場合は、費用対効果を考えていく必要がある。

- ・(意見・質疑なし)
- ・委員長：以上で「5：費用対効果」の調査を終了する。

- ・委員長：次に「6：今後のスケジュール(予定)」について、意見・質疑はないか？
- ・常通委員：地域おこし協力隊員の採用スケジュールはどのようになっているのか？
- ・魅力創造課参事：ホームページでは公募を終了し、これからその事業者が民間委託型に適しているか町が判断し、決定していく。4月採用を目指して採用活動をしていただくことになるが、採用活動は民間事業者が行うこととなり、採用状況によっては若干スケジュールが変動する可能性がある。
- ・常通委員：応募があったのは1社か？
- ・魅力創造課参事：お見込みのとおり。
- ・常通委員：展望台は最初に整備すべきと考えるが。
- ・魅力創造課参事：展望台の上のリフトの架け替えを行った場合、発着の着の部分の場所により展望台の整備も変わるので今後検討していきたい。
- ・(意見・質疑なし)
- ・委員長：以上で「6：今後のスケジュール(予定)」の調査を終了する。

- ・委員長：次に「7：その他」について、意見・質疑はないか？
- ・(意見・質疑なし)
- ・委員長：以上で「7：その他」の調査を終了する。

- ・委員長：最後に全体を通して、意見・質疑はないか？
- ・立川委員：グランドオープンした際、年間の入込客数の目標数値(KPI)を設けながら事業を推進していくのか？
- ・魅力創造課参事：お見込みのとおり。
- ・(意見・質疑なし)
- ・委員長：以上で調査事項「ア」の調査を終了する。

(説明員退席)

- ・委員長：自由討議を行う。本日の調査を通して自由討議はないか？
- ・菊池委員：費用対効果の部分について、公園機能も費用対効果を求めないとのことだが、公園機能に入ってくる内容は丁寧に見ていく必要がある。
- ・立川委員：室内遊戯施設が嵐山にある意義や今後30年間に向けた展望については議員間討議で考えをまとめる必要性を感じた。

- ・常通委員：費用対効果については、共通認識を図るのは難しい。室内遊戯場については、建物自体の議論なのか、場所の議論なのか論点整理する必要がある。
- ・立川委員：そのために議員間討議が必要である。
- ・委員長：他にないか？
- ・(意見・質疑なし)
- ・委員長：自由討議を終了する。

3 その他

(1) 次回委員会の開催日程について

- ・正副一任

(2) その他

- ・委員長：その他で各委員から発言はないか？
- ・常通委員：本特別委員会は議長を除く全員になっているが、議長の発言は委員外委員の発言にあたるのか確認していただき、今後の委員会運営に当たっていただきたい。
- ・事務局長：判例によると議長はどの委員会にも出席可能で、委員長が認めた場合や大綱的な場面が出たときには発言は拒めないことになっており、改めて整理して説明させていただく。
- ・議長：地方自治法第105条において、議長は委員会に出席して発言することができることになっており、発言させていただいた。後日改めて精査し説明させていただく。
- ・委員長：議長からないか？
- ・(なし)
- ・委員長：事務局からないか？
- ・(なし)

以上をもって委員会を閉会する。

傍聴者数	一般者	0名	報道関係者	2名	議員	0名	合計	2名
------	-----	----	-------	----	----	----	----	----

令和7年1月30日

新嵐山スカイパーク経営改革調査特別委員会
委員長 鈴木健充